

発議案第2号

ゆたかな学びの実現、教職員定数改善をはかるための、令和9年度政府
予算に係る意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、ゆたかな学びの実現、
教職員定数改善をはかるための、令和9年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提
出するものとする。

令和8年6月29日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会
委員長 梅 木 忍

提案理由

ゆたかな学びの実現のため、令和9年度政府予算において、さらなる少人数学級の
検討、計画的な教職員定数改善による学校の働き方改革・長時間労働是正、義務教育
費国庫負担制度の負担割合の引き上げ及び自治体の実効性のある働き方改革の実行に
必要な予算措置を求めるため、国及び政府関係機関に対し意見書を提出しようとする
ものである。

ゆたかな学びの実現、教職員定数改善をはかるための、令和9年度政府
予算に係る意見書

学級編制については、岩手県では国に先立って令和5年度から小学校及び中学校は35人以下の学級編制となり、国においても学級編制標準を令和10年度までに35人に引き下げることとしています。きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げによる少人数学級の実現が必要です。

教職員不足や教職志望者の減少により、岩手県においては小中学校の義務標準法上の定数に対する充足率は98.5%と、全国的に見ても低い水準で定数を満たしていません。また、岩手県内の学校現場では、人的余裕がない中での学校運営が常態化しており、年度途中での育休者・病休者等の代替補充が進まず、欠員が生じてさらに職場に余裕がなくなるという負の連鎖が続いています。学校現場において人的余裕を確保するとともに、さらなる少人数学級を実現していくためには計画的な教職員定数の改善が必要です。

教育予算については、厳しい財政状況の中、自治体によっては独自財源で人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、財政状況により自治体間で教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として教職員定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにするためには、義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げが不可欠です。

今年4月からの学校の働き方改革は各自治体の教育委員会が作成する業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、教師の長時間労働を是正し、教師でなければならない業務に専念できるように、教師でなくとも担える業務の外部移行や委託を行うためには、国による自治体への財政措置が不可欠です。

よって、国及び政府関係機関に対し、ゆたかな学びの実現のため、令和9年度政府予算編成において次の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 さらなる学級編制標準の引き下げ等の少人数学級の検討をすること。また、計画的な教職員定数改善により、学校の働き方改革・長時間労働是正を図ること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げ、教育の機会均等と水準の維持向上を図ること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣